

見直し案

事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上であること。ただし、派遣元責任者及び職務代行者の数が2人あっては、概ね10㎡以上で差し支えない。

個人情報保護に関する法律（抜粋）

（安全管理措置）

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

個人情報保護法ガイドライン（通則編）〔個人情報保護委員会〕（抜粋）

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないが、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示
(1) 個人データを取り扱う区域の管理	（取扱区域の管理手法の例） ・壁又は間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者による個人データの閲覧等の防止	・個人データを取り扱うことのできる従業員及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。

派遣船員等の個人情報保護が適切に行われているか、許可時、監査時等においてチェックを行い、必要に応じて適切な指導等を行う。

（チェック項目の例）

- ・壁又は間仕切り等の設置
- ・座席配置の工夫
- ・のぞき込みを防止する措置 等

	確認方法
新規許可時 更新許可時	・事務所レイアウト図、写真等 ・個人情報適正管理規程 ・ヒアリング 等
監査時	・事務所における現認 ・ヒアリング 等

船員職業安定法（抜粋）

（許可の基準等）

第57条 国土交通大臣は、第55条第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 （略）
- 二 個人情報を適正に管理し、及び派遣船員等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- 三 （略）

事業所の面積の見直しと個人情報保護（その2）

事務所環境の維持

◎事務所衛生基準規則

(気積)
 第2条 事業者は、労働者を常時就業させる室（以下「室」という。）の気積を、設備を占める容積及び床面から4mをこえる高さにある空間を除き、労働者1人について、10㎡以上としなければならない。

◎建築基準法施行令

(居室の天井の高さ)
 第21条 居室の天井の高さは、2.1m以上でなければならない。
 2 前項の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。

→労働者2人の場合は概ね10㎡以上必要

個人情報の保護

◎個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)
 第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

個人情報保護法ガイドライン

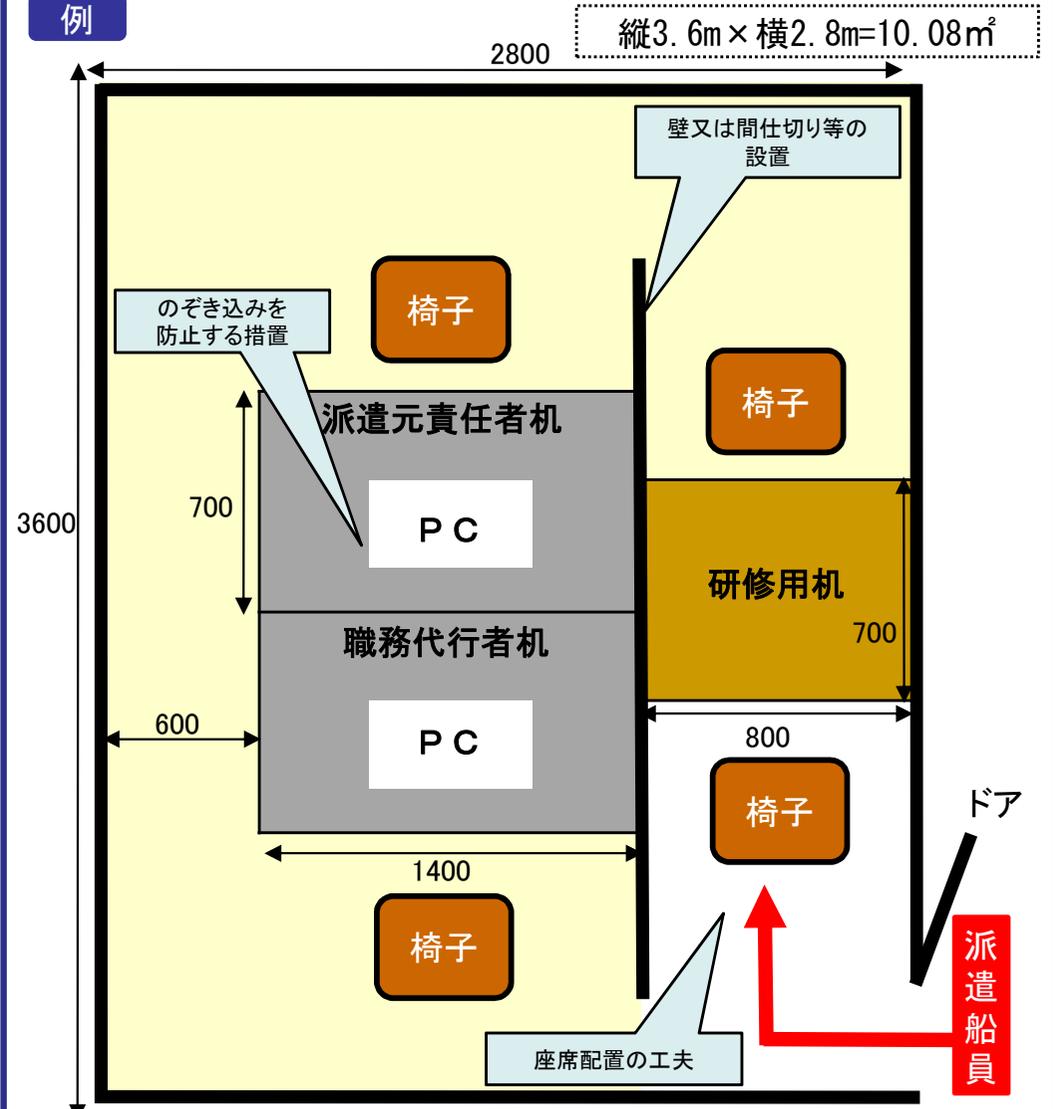
- 個人情報保護法ガイドライン等において、個人データを取り扱う事務を実施する区域について、具体的に何㎡以上確保しなければならないといった規定はない。
- 個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講じなければならない。

(管理手法の例)

壁又は間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者による個人データの閲覧等の防止
 ※上記については一例であり、それぞれの事業者の実情（事業者規模や従業員数）に応じて個人情報が漏えいしないような手法で措置する必要がある。

- 労働者（派遣元責任者及び職務代行者）の数が2人の場合の事務室は概ね10㎡以上確保する必要がある。
- 個人データの漏えい等の防止のために必要な措置を講じる必要がある。

例



【注】 1. 黄色箇所は個人データを取り扱う事務を実施する区域
 2. 水色吹き出しは個人情報保護法ガイドラインでの管理手法の例